

議 第 59 号

平成31年2月18日提出

熊本市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

熊本市病院事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

熊本市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第54号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項第1号中「544床」を「380床」に、「12床」を「8床」に改める。

第6条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、平成32年4月1日から施行する。

（提出理由）

熊本市市民病院の病床数を減ずる等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。